

〔参考〕（設例） 本年最後に支払う給与（賞与）についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

1	年間給与総額（他の所得なし）	8,970,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	156,670円
3	控除した社会保険料等（給与控除分）	1,386,102円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	80,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	35,000円
	支払った介護医療保険料	80,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	30,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	90,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	42,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	14,800円
	（注）支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者（給与所得の金額50万円）	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人
8	特定扶養親族	1人
9	老人扶養親族（同居老親等かつ一般の障害者）	1人
10	特定親族（給与所得の金額100万円）	1人
11	住宅借入金等特別控除額	76,500円

甲欄 乙欄		所 属 経理課 職 名 経理係長		住 所 (郵便番号 000-0000) 〇〇市××町23-7		氏 名 (フリガナ) マコト 山川 太郎		生年月日 明・大 58年 1月 1日		整 理 号 8	
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額		月 別 送付又は徴収した税額		月 別 送付又は徴収した税額		申告の有無		扶養控除等の申告		各種控除額	
区分	月 日	給 料	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算 出 税 額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	区 分	金 額	税 額
1	20	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320	①	7,170,000	③ 79,170
2	20	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320	②	1,800,000	⑥ 77,500
3	19	590,000	90,712	499,288	6	6,320		6,320	③	8,970,000	⑧ 156,670
4	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	④	7,020,000	⑨ 7,020,000
5	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑤	1,800,000	⑩ 4,700
6	19	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑥	8,970,000	⑪ 6,973,000
7	17	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑦	1,386,102	⑫ 1,386,102
8	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑧	0	⑬ 0
9	18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑨	0	⑭ 0
10	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑩	120,000	⑮ 120,000
11	20	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑪	50,000	⑯ 50,000
12	18	600,000	92,454	507,546	6	6,690		6,690	⑫	380,000	⑰ 380,000
計		① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 79,170			⑬	410,000	⑱ 410,000
6	10	900,000	140,940	759,060	6	77,500		77,500	⑭	1,860,000	⑲ 1,860,000
12	25	900,000	140,940	759,060	6	77,500	過納 ▲115,270	▲115,270	⑯	620,000	⑳ 620,000
計		④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 77,500	▲115,270		㉑	4,826,102	㉒ 4,826,102
年 調 年 税 額 (㉑ × 102.1%)		差 引 (超過額) 又は 不足額 (㉒ - ㉑)		年 調 年 税 額 (㉑ × 102.1%)		差 引 (超過額) 又は 不足額 (㉒ - ㉑)		年 調 年 税 額 (㉑ × 102.1%)		差 引 (超過額) 又は 不足額 (㉒ - ㉑)	
41,400		115,270		41,400		115,270		41,400		115,270	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	
差引 還付する金額 (㉒ - ㉑)		差引 還付する金額 (㉒ - ㉑)		差引 還付する金額 (㉒ - ㉑)		差引 還付する金額 (㉒ - ㉑)		差引 還付する金額 (㉒ - ㉑)		差引 還付する金額 (㉒ - ㉑)	
115,270		115,270		115,270		115,270		115,270		115,270	
同上の 本年中に還付する金額		同上の 本年中に還付する金額		同上の 本年中に還付する金額		同上の 本年中に還付する金額		同上の 本年中に還付する金額		同上の 本年中に還付する金額	
115,270		115,270		115,270		115,270		115,270		115,270	
本年最後の給与から徴収する税額		本年最後の給与から徴収する税額		本年最後の給与から徴収する税額		本年最後の給与から徴収する税額		本年最後の給与から徴収する税額		本年最後の給与から徴収する税額	
41,400		41,400		41,400		41,400		41,400		41,400	
翌年に繰り越して徴収する金額		翌年に繰り越して徴収する金額		翌年に繰り越して徴収する金額		翌年に繰り越して徴収する金額		翌年に繰り越して徴収する金額		翌年に繰り越して徴収する金額	
115,270		115,270		115,270		115,270		115,270		115,270	

※ この説例における年調年税額等の計算方法については、58ページを参照してください。

(設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。

※ 本年最後に支払う給与（給料・手当）に対する税額計算を省略しないで年末調整を行う場合の設例は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm>）をご確認ください。

- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,970,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（47ページ以下参照）によって求めると7,020,000円（8,970,000円－1,950,000円）になります。
- 3 本年分の給与の総額が850万円超で、年齢23歳未満の扶養親族を有するため、所得金額調整控除の適用があります。このため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）は、給与所得控除後の給与等の金額7,020,000円から次により求めた所得金額調整控除額47,000円を控除した6,973,000円（7,020,000円－47,000円）となります。

〔所得金額調整控除額〕

$$\begin{array}{rcl} \text{本年分の給与の総額} & \text{所得金額調整控除額} & \\ (8,970,000\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\% & = & 47,000\text{円} \end{array}$$

- 4 社会保険料等の1,386,102円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 5 生命保険料の控除額120,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

年齢23歳未満の扶養親族を有するため、一般の生命保険料の控除額は「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合で新生命保険料を支払ったときの計算式」により計算します。

$$\begin{array}{rcl} \text{新生命保険料の金額} & \text{新生命保険料に係る控除額} & \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 30,000\text{円} & = & 50,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{旧生命保険料の金額} & \text{旧生命保険料に係る控除額} & \\ 35,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} & = & 30,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{新生命保険料に係る控除額} & + & \text{旧生命保険料に係る控除額} & = & 80,000\text{円} & \rightarrow & 60,000\text{円} \text{ (最高60,000円)} \\ 50,000\text{円} & & 30,000\text{円} & & & & \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の60,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は60,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{rcl} \text{介護医療保険料の金額} & \text{介護医療保険料の控除額} & \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} & = & 40,000\text{円} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{rcl} \text{新個人年金保険料の金額} & \text{新個人年金保険料に係る控除額} & \\ 30,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} & = & 25,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{旧個人年金保険料の金額} & \text{旧個人年金保険料に係る控除額} & \\ 90,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} & = & 47,500\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{新個人年金保険料に係る控除額} & + & \text{旧個人年金保険料に係る控除額} & = & 72,500\text{円} & \rightarrow & 40,000\text{円} \text{ (最高40,000円)} \\ 25,000\text{円} & & 47,500\text{円} & & & & \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,500円ですから、個人年金保険料の控除額は47,500円となります。

〔生命保険料の控除額の合計〕

$$\begin{array}{rcl} \text{一般の生命保険料の控除額} & + & \text{介護医療保険料の控除額} & + & \text{個人年金保険料の控除額} & = & 147,500\text{円} & \rightarrow & 120,000\text{円} \text{ (最高120,000円)} \\ 60,000\text{円} & & 40,000\text{円} & & 47,500\text{円} & & & & \end{array}$$

- 6 地震保険料の控除額50,000円は、本年中に支払った地震保険料の合計額42,000円及び旧長期損害保険料の合計額14,800円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

$$\begin{array}{l} \text{地震保険料に係る控除額} \\ 42,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料に係る控除額} \\ 14,800\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円} = 54,400\text{円} \rightarrow 50,000\text{円 (最高50,000円)}$$

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

- 7 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）6,973,000円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が50万円以下62万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

- 8 「特定親族特別控除額⑱」欄の金額は、特定親族特別控除申告書で計算します。特定親族の合計所得金額が95万円超100万円以下ですので、特定親族特別控除申告書の「控除額の計算」欄の該当欄の金額410,000円が特定親族特別控除額となります。

- 9 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄の金額は、「源泉徴収簿」の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄（64ページ参照）により求めた金額の合計額1,860,000円（（一般の控除対象扶養親族1人×380,000円）+（特定扶養親族1人×630,000円）+（同居老親等1人×580,000円）+（一般の障害者1人×270,000円））です。

- 10 「基礎控除額⑳」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が655万円超2,350万円以下ですので、620,000円が基礎控除額となります。

- 11 所得控除額の合計額4,826,102円は、次により計算します。

$$\begin{array}{l} \text{社会保険料} \\ \text{等の控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{地震保険料} \\ \text{の控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{配偶者} \\ \text{控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{特定親族} \\ \text{特別控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{扶養控除額等} \\ \end{array} \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \end{array} \\ 1,386,102\text{円} + 120,000\text{円} + 50,000\text{円} + 380,000\text{円} + 410,000\text{円} + 1,860,000\text{円} + 620,000\text{円} = 4,826,102\text{円}$$

- 12 差引課税給与所得金額2,146,000円は、次により計算します。

$$\begin{array}{l} \text{給与所得控除後} \\ \text{の給与等の金額} \\ \text{（調整控除後）} \end{array} \begin{array}{l} \text{所得控除} \\ \text{の合計額} \end{array} \begin{array}{l} \text{差引課税給与} \\ \text{所得金額} \end{array} \\ 6,973,000\text{円} - 4,826,102\text{円} = 2,146,898\text{円} \rightarrow 2,146,000\text{円 (1,000円未満の端数切捨て)}$$

- 13 差引課税給与所得金額2,146,000円に対する算出所得税額を「令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（55ページ参照）によって求めると、117,100円となります。

$$\begin{array}{l} \text{課税給与} \\ \text{所得金額} \end{array} \begin{array}{l} \text{税率} \end{array} \begin{array}{l} \text{控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{算出所得税額} \\ \end{array} \\ 2,146,000\text{円} \times 10\% - 97,500\text{円} = 117,100\text{円}$$

- 14 算出所得税額117,100円から住宅借入金等特別控除額76,500円を控除すると、年調所得税額は40,600円となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（源泉徴収簿の「住宅借入金等特別控除額㉔」欄の金額）を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

- 15 年調所得税額40,600円に102.1%を乗じて求めた41,400円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。

- 16 年調年税額41,400円と1月から12月までに徴収された税額の合計額156,670円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が115,270円多いため超過額115,270円が生じます。

- 17 この超過額115,270円は、過納額として本人に還付することになります。

参

考

② 基礎控除申告書・配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書からの転記

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ

あなたの住所 山 川 太 郎

あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7

基・配・特・所

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

(1) 給与所得 8,970,000 円 (2) 給与所得以外の所得の合計額 6,973,000 円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 6,973,000 円

控除額の計算

基礎控除の額 620,000 円

◆配偶者控除等申告書◆

配偶者の氏名等

配偶者の氏名 山 川 明 子

配偶者の生年月日 58 年 10 月 5 日

配偶者の収入金額 500,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

(1) 給与所得 1,240,000 円 (2) 給与所得以外の所得の合計額 500,000 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 500,000 円

配偶者控除の額 380,000 円

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

特定親族の氏名等

特定親族の氏名 山 川 春 子

特定親族の生年月日 61 年 6 月 7 日

特定親族の収入金額 1,000,000 円

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

(1) 給与所得 1,000,000 円 (2) 給与所得以外の所得の合計額 410,000 円

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の所得調整の対象となる総所得金額が80万円以下の場合には、記載する必要はありません。

所得調整控除の額 0 円

(令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 未満	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 超 6,950,000円 未満	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 超 9,000,000円 未満	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 超 18,000,000円 未満	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 超	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

③ 住宅借入金等特別控除申告書からの転記

源泉徴収簿②欄
2,146,000円を速算表にあてはめて
算出所得税額を求めます。
(2,146,000円 × 10% - 97,500円)

平成38年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ

あなたの住所 山 川 太 郎

あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7

新築又は購入に係る借入金等の計算

新築又は購入に係る借入金等の年末残高 14,000,000 円

増改築等に係る借入金等の計算

増改築等に係る借入金等の年末残高 7,650,000 円

特定増改築等の費用の額

特定増改築等の費用の額 140,000 円

住宅借入金等特別控除の額

住宅借入金等特別控除の額 2,146,000 円

算出所得税額の速算表

算出所得税額の速算表 2,146,000 円

平成38年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成29年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

○市××町23-7 山 川 太 郎 様

平成30年10月16日

○市××町23-7 山 川 太 郎 様

○市××町23-7 山 川 太 郎 様

- (※) 1 ③欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄の「合計(控除額)」欄の金額を転記してください。
2 ④欄は、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄の「合計(控除額)」欄の金額を転記してください。
3 「②のうち小規模企業共済等掛金の金額」欄は、毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。
4 「③のうち国民年金保険料等の金額」欄は、保険料控除申告書の「社会保険料控除」欄のうち、国民年金保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金の金額を転記してください。
5 ⑤欄は、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄の「控除額」の「合計(万円)」欄の各金額の合計額を記入してください。